

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第3区分
 【発行日】令和5年1月25日(2023.1.25)

【公開番号】特開2022-169785(P2022-169785A)
 【公開日】令和4年11月9日(2022.11.9)
 【年通号数】公開公報(特許)2022-206
 【出願番号】特願2022-139112(P2022-139112)
 【国際特許分類】

C 0 9 J 7/20(2018.01)

10

C 0 9 J 7/38(2018.01)

C 0 9 J 7/24(2018.01)

C 0 9 J 201/00(2006.01)

C 0 9 J 11/04(2006.01)

C 0 9 J 11/08(2006.01)

【F I】

C 0 9 J 7/20

C 0 9 J 7/38

C 0 9 J 7/24

C 0 9 J 201/00

20

C 0 9 J 11/04

C 0 9 J 11/08

【手続補正書】

【提出日】令和5年1月17日(2023.1.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

30

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基材層と粘着層とを備える粘着テープであって、

前記基材層は、厚さが10～100μm、破断強度が20～90MPa、破断伸度が400～1500%、100%モジュラスが1～5MPaであり、

前記基材層は、ハードセグメントXとソフトセグメントYとから少なくとも構成され、前記ソフトセグメントYが、直鎖状の構造単位と側鎖を有する構造単位とのランダムコポリマーで構成されるブロック共重合体を含むことを特徴とする、粘着テープ。

【請求項2】

前記基材層のゴム硬度が60～90Aである、請求項1に記載の粘着テープ。

40

【請求項3】

前記基材層の破断伸度が400～1000%である、請求項1または2に記載の粘着テープ。

【請求項4】

前記基材層が、重合体ブロック(A)及び重合体ブロック(B)から少なくとも構成されるブロック共重合体を含み、

前記重合体ブロック(A)は、スチレン系化合物に由来する構造単位を主体とし、

前記重合体ブロック(B)は、直鎖状の水添ブタジエン構造単位(b1)と側鎖を有する水添イソプレン構造単位(b2)とのランダムコポリマーで構成されるブロックである、請求項1～3のいずれかに記載の粘着テープ。

50

【請求項 5】

前記基材層が、スチレン - エチレン / ブタジエン - スチレン共重合体 (SEBS) 又はスチレン - エチレン - エチレン / プロピレン - スチレンブロック共重合体 (SEEPS) を含む、請求項 1 ~ 4 のいずれかに記載の粘着テープ。

【請求項 6】

引き伸ばして剥離可能である、請求項 1 ~ 5 のいずれかに記載の粘着テープ。

【請求項 7】

前記粘着層を形成する粘着剤組成物は、平均粒径が 0.1 ~ 40 μm のフィラー粒子を、当該粘着剤組成物 100 質量% に対して 1 ~ 40 質量% 含有する、請求項 1 ~ 6 のいずれかに記載の粘着テープ。

10

20

30

40

50